行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20201201	株式会社 AND MORE (法人番号6010101009768 神谷 栄作	東京都八王子市南大沢 4-12-3-503	本社	東京都八王子市堀之内2 -17-9-1F(旧:東京 都八王子市下柚木376 -1)	輸送施設の使用停止 (10日車)		法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、平成26年2月21日及び平成26年3月7日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	1	1
20201201	有限会社 ヨシイ(法人番 号4070002012636篠原 秀 和		本社	群馬県高崎市吉井町岩 崎2095	輸送施設の使用停止 (190日車)	送安全規則第7条第5項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年2月7日及び同年2月21日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	19	19
	有限会社 新高運送(法人番号3040002046209髙橋邦男	千葉県松戸市稔台2-60-3	本社	千葉県八千代市大和田 新田138-76	輸送施設の使用停止 (220日車)	送安全規則第3条第4項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和2年2月5日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	36	22
20201201	株式会社 昇福運輸(法人番号2060001024247中嶋 理恵子	栃木県小山市大字外城 267-8	本社	栃木県小山市大字外城2 67-8	輸送施設の使用停止 (170日車)	送安全規則第8条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年2月21日、同年3月18日及び同年3月31日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項)、(5)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)乗務等の記録の改さん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録務豫違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(13)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(13)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業未第9条第1項)	17	17

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20201201	株式会社 エーシング(法 人番号3430001062142滝林 良幸			神奈川県相模原市中央区下九沢62-2(旧:神奈川県相模原市中央区田名2165-22)	輸送施設の使用停止 (120日車)	貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条の2	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和2年2月6日及び同年3月13日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(8)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	23	12
20201208	OSO 株式会社(法人番号6130001047286鈴木 闘志也	京都府八幡市岩田西玉造80番地		茨城県水戸市八幡町13 73番1	輸送施設の使用停止 (130日車)		法令違反の疑いがあることを端緒として、令和2年1月28日及び同年2月26日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼の記録の改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業等(20)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	13	13
	株式会社 サクセス(法人 番号3050002018000武笠 弘二	茨城県常総市新石下3 938番地		茨城県古河市高野722 番地1	輸送施設の使用停止 (50日車)	送安全規則第3条第6項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年2月13日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反 等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する 指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検 整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)	5	5
	株式会社 中澤自動車運輸(法人番号 4030001076462中澤 龍彦	埼玉県川口市中青木2 -9-30		埼玉県川口市中青木2-9-30	(50日車)	送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和元年11月14日及び同年12月5日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	5	5
20201208	株式会社 トムスエンター プライズ(法人番号 1030001101685孫 海蓮	埼玉県草加市吉町1 - 5-35-602 レクセ ル草加第3		埼玉県越谷市増林1-1 74-4	輸送施設の使用停止 (130日車)		法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年1月21日及び同年2月3日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条の2)、(9)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業結送安全規則第3条の2)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	13	13

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称		行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20201208	近物レックス 株式会社(法 人番号8080101005494堀内 悟		土浦運行	茨城県かすみがうら市上 稲吉2048-5	輸送施設の使用停止 (20日車)	送安全規則第3条第4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年6月9日及び同年7月15日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の 返守達反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)	6	2
20201208	有限会社 ワイ・アシスト (法人番号7040002058852 大方 克友	千葉県成田市三里塚光 ケ丘1-1348	本社	千葉県成田市三里塚光 ケ丘1-1348	輸送施設の使用停止 (30日車)		過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年9月11日、 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法 第17条第3項)	3	3
20201208	長崎興業 株式会社(法人番号9011701005872長嵜 貞昭	東京都江戸川区瑞江2 -15-8-202	本社	東京都江戸川区瑞江2- 15-8-202(旧:東京 都江戸川区南篠崎町4- 14-16)	文書警告	送安全規則第10条第1 項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年9月11日及び同年9月28日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(3)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
20201211	南総安房運輸 株式会社 (法人番号8040001073678 石川 正益		本社	千葉県館山市那古162 8-1	文書警告	送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年10月30日及び同年11月6日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20201215	株式会社 昇英(法人番号 2040001089036松江 正章		本社	千葉県松戸市常盤平柳 町15-23	事業停止(30日間)、輸 送施設の使用停止(99 日車)	第17条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、平成30年10月3日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業全規則第6条第1項)、(4)乗務等の記録書項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第6条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第50条第1項)、(9)整備管理者の選任(変更)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第52条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条)、(12)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	40	40

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20201215	茨城根本運輸 株式会社(法人番号4050001014924 根本 政尚	茨城県坂東市辺田52 2-7	本社	茨城県坂東市辺田522 一7	輸送施設の使用停止 (70日車)	9条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年2月19日及び同年4月15日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の	7	7
	エヌエヌ商事 株式会社 (法人番号1060001009686 七井 伸之	栃木県宇都宮市清原工 業団地18-1	佐倉	千葉県佐倉市六崎167 6-2	輸送施設の使用停止 (20日車)		死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年7月1日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	2	! 2
	株式会社 サンエキスプレス(法人番号 7030001050282大熊 令子	埼玉県志木市下宗岡4 -12-1	本社	埼玉県志木市下宗岡4-12-1	事業停止(60日間)、輸 送施設の使用停止(100 日車)	送安全規則第3条の2	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年2月6日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第50条第1項)、(8)整備管理者の選任(変更)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第50条第1項)、(8)整備管理者の選任(変更)未届出違反(貨物自動車運送事業法第18条第1項)、(10)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業法第18条第1項)、(10)運行管理者の選任(解任)届出違反(貨物自動車運送事業法第19条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業業第9条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(13)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	70) 70

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)